

青森県立高等学校将来構想検討会議
におけるこれまでの検討状況
（中間まとめ）

平成27年7月27日

青森県立高等学校将来構想検討会議

[中間まとめに当たって]

教育は人づくりであり、未来の地域づくり、青森県づくり、そして国づくりの基盤である。

また、これから高等学校で学ぶ子どもたちが生きる社会は、これまでとは比較にならないほど急速に変化すると予想されている。

加えて、本県の中学校卒業予定者数のさらなる減少が見込まれる中、未来の地域、青森県、そして我が国を担う人財^{※1}となる子どもたちが夢や志を実現していくため、限りある人的・物的資源を有効に活用し、より良い教育環境を整えることは、今を生きる私たちの責務であると考えます。

このような背景のもと、県内の様々な分野の委員からなる青森県立高等学校将来構想検討会議が設置され、平成26年6月12日に、青森県教育委員会教育長から今後の県立高等学校の在り方について諮問を受け、審議を重ねているところである。

本検討会議においては、「これからの本県高等学校教育に求めること」について意見交換を行いながら、第1分科会では「社会の変化や生徒の多様な進路志望に対応した学校・学科の在り方」について、第2分科会では「夢や志の実現に向けた教育活動に必要な高等学校の規模・配置」について検討するとともに、各地区部会（東青・西北・中南・上北・下北・三八）において、各地区の視点から意見交換を行うなど、様々な角度から議論を進めてきたところである。

この度、本検討会議では、両分科会からの報告等を踏まえ、現時点までの検討状況について次のとおり「中間まとめ」としてとりまとめたものである。

青森県の未来を担う子どもたちにとってより良い高等学校の在り方を検討するためには、教育関係者のみならず、保護者、地域関係者、市町村関係者、産業界関係者等、多くの県民の英知を結集することが重要であり、「中間まとめ」について、広く県民の皆様の御意見をいただけるよう、御協力をお願いするものである。

本検討会議では、皆様からいただいた御意見を踏まえるとともに、引き続き、各地区部会における調査検討を経ながら、平成28年1月の答申に向けて審議を重ねていくこととしている。

なお、審議内容の詳細については、青森県教育委員会ホームページに随時公開されている議事概要及び配布資料を参照していただきたい。

※1 人財…青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）』である」ことを基本的な考え方としており、「人材」を「人財」と表記している。

目次

第1	県立高等学校将来構想の検討に当たって.....	1
1	これからの本県高等学校教育に求めること.....	1
(1)	背景.....	1
(2)	これからの時代に求められる力.....	2
(3)	各学校の特色を生かして育成すべき人材.....	3
2	「オール青森」の視点による検討.....	3
第2	学校・学科の在り方.....	4
1	全日制課程の方向性.....	4
(1)	普通科等.....	4
(2)	職業教育を主とする専門学科.....	5
(3)	総合学科.....	9
2	定時制課程・通信制課程の方向性.....	10
3	多様な教育制度の方向性.....	10
(1)	全日制普通科単位制.....	10
(2)	中高一貫教育.....	11
(3)	総合選択制.....	12
第3	学校規模・配置.....	13
1	学校規模・配置の検討に当たって考慮すべき観点.....	13
(1)	高等学校教育を受ける機会の確保.....	13
(2)	充実した教育環境の整備.....	14
2	学校規模の方向性.....	15
3	学校配置の方向性.....	17
(1)	学校配置の考え方.....	17
(2)	統合の方法.....	18
第4	魅力ある高等学校づくりに向けて.....	19
1	学校・家庭・地域等との連携の推進.....	19
2	教育活動の充実に向けた取組.....	21
3	本県高等学校教育の充実に向けた継続的な検証.....	22

第1 県立高等学校将来構想の検討に当たって

1 これからの本県高等学校教育に求めること

(1) 背景

- 現在、我が国においては、グローバル化や情報通信技術等が急速に進展する中、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や過疎化の進行等、過去に経験したことの無い課題を抱え、将来を見通すことの困難な時代を迎えており、我が国の未来を担う子どもたちのため、どのような高等学校教育の環境を整えるべきか改めて検討することが求められている。
- このような中、本県においては、ほぼ全ての中学生が高等学校に進学しており、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等が一層多様化し、卒業後の進路、抱える課題等も様々となっている。
これまでも生徒の多様なニーズに対して、特色ある学校づくりを進めた上で、普通科等^{※2}、職業教育を主とする専門学科^{※3}、総合学科^{※4}それぞれが多様な教育内容を提供してきたところであるが、さらなる多様化への対応とともに、高等学校において共通して身に付けるべき基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得が重視されるようになってきている。
- また、本県の高等学校進学者数は、昭和58年の24,676人をピークに減少に転じ、平成26年には13,072人となっている。生徒数が減少する中であっても、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨することができる教育環境を整えるため、一定規模以上の学校を配置するとともに、地理的条件から高等学校に通学することのできない生徒が生じることのないよう柔軟な学校配置にも配慮がなされてきた。
この結果、県立全日制課程高等学校1校当たりの募集生徒数は、平成11年度には209人(5.2学級)であったものが、平成27年度には158人(4.1学級)となり、全体として小規模化が進んでいる。引き続き、生徒数は大幅に減少し、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に推計すると、20年後にはほぼ半減するという見通しもあり、高等学校のさらなる小規模化による教育活動への影響が懸念されている。
- これらのことを踏まえ、子どもたちが夢や志の実現に向けて、自らの人生を切り拓き、他者と助け合いながら幸せな暮らしを営むことのできる力を育むための高等学校の在り方について、中・長期的な展望に立って検討するものである。

※2 普通科等 … 普通科、理数科、英語科、外国語科、表現科、スポーツ科学科の各学科

※3 職業教育を主とする専門学科 … 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科の各学科

※4 総合学科…普通科等、職業教育を主とする専門学科に並ぶものとして平成6年から制度化され、幅広い選択科目の中から生徒の主体的な選択による学習を通して、将来の生き方や進路に関する自覚を深め、職業観を育成することを目指す学科

(2) これからの時代に求められる力

- 変化の激しいこれからの時代にあっては、働く人々に求められる能力が高度化し、必要とされる知識・技能が大きく変化するため、生涯にわたって自ら学び続ける力、知識や情報を活用する力、他者と協働して課題を解決する力等が求められている。

また、国においては学習指導要領等の改善^{※5}や大学入学者選抜制度の改革^{※6}等について検討が進められており、大学入学者選抜については、従来の画一的な一斉試験で正答に関する知識の再生だけを評価するのではなく、知識・技能を活用して課題を解決する力や多様な人々と協働して学ぶ態度も含め、総合的に評価するものにしていく必要があるとしている。

これらのことから、高等学校教育においては、生徒一人一人に社会で必要となる基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、さらには主体的・協働的に学習に取り組む意欲等の「確かな学力」や、公共心、倫理観、他者への思いやり、自己肯定感等の「豊かな心」、社会で自立して活動するために必要な健康や体力等の「健やかな体」からなる「生きる力」を育むことが求められている。

- また、本県の子どもたちには、夢や志を持ち、より高い目標に向かって果敢にチャレンジする「逞しい心」や、他者と信頼関係を築きながら課題を解決するために必要なコミュニケーション能力、責任感等、学校から社会への円滑な移行に必要な力に加え、国際的視野を持ちながら、本県の歴史・文化の価値、自然や産業の持つ魅力を理解することを通して郷土に誇りを抱き、青森県の未来を力強く支えようとする心を育むことが求められる。
- 以上の力を一人一人の子どもたちが身に付け、自らの人生を主体的に切り拓くとともに、本県の可能性を引き出し、その実現に向けた諸課題を解決し、本県に活力をもたらす人財となることが期待される。

※5 学習指導要領等の改善 … 平成26年11月20日、文部科学大臣から中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問

※6 大学入学者選抜制度の改革 … 平成26年12月22日、中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」答申

(3) 各学校の特色を生かして育成すべき人財

- 高等学校においては生徒の多様化に対応し、それぞれの役割を明確にしなが
ら、特色ある教育活動に取り組み、次のような人財を育成することが求め
られる。

① 市民性を身に付け、地域の担い手として地域社会を支える人財

市民社会に関する知識理解や社会の一員として参画し貢献する意識などの
市民性を身に付け、地域や社会における課題の解決に関わるなど、地域社会
を支える人財。

② 自ら課題を見出し、高度な知識・技能を用いて解決への道を切り拓く力を 身に付け、社会を牽引する人財

社会の課題に対する幅広い関心と広範かつ深い教養、卓越したコミュニケ
ーション能力及び問題解決のための強い意欲や能力等を身に付け、将来、青
森県はもとより、国内外でリーダーとして活躍する人財。

③ より専門的な知識・技能を身に付け、地域社会や産業の発展に貢献する人 財

技術革新の進展や産業構造の変化に対応した、より専門的な知識・技能を
身に付け、それらを活用し、地域社会や産業の発展に貢献する人財。

2 「オール青森」の視点による検討

- 先に述べたグローバル化、多様化及び本県における少子化に伴う高等学校の
小規模化等の課題を、高等学校の在り方について根本から見つめ直すチャンス
ととらえ、新たな視点で検討する必要がある。
- また、高等学校の在り方を検討する際には、これからの本県高等学校教育に
求められることを展望しつつ、中学生や保護者のニーズ、高等学校への入学状
況、高等学校卒業後の進路状況、各地区の産業構造の現状等を踏まえる必要が
ある。
- さらに、県内全ての高等学校において、それぞれの役割に応じた特色ある教
育活動を実践し、これからの時代に求められる力を生徒一人一人が身に付ける
ためには、一つの学校、一つの地域という視点だけではなく、学校と学校、学
校と産業界、学校と地域等、県全体が連携して取り組むという「オール青森」
の視点を重視する必要がある。

第2 学校・学科の在り方

1 全日制課程の方向性

(1) 普通科等

(現状)

- 本県では、6地区それぞれに複数の普通高校を設置し、高度な学問・研究や専門性の高い職業を将来の目標に据え、大学進学等を目指す生徒や、望ましい勤労観・職業観を涵養し、地域社会に貢献するため就職を目指す生徒など、一人一人が必要となる力を身に付ける幅広い教育に取り組んでいる。
- また、理数、英語・外国語、スポーツ科学、表現等についての専門教育を行う学科の設置により、社会の変化や生徒の興味・関心、進路志望の多様化への対応が図られてきた。しかし、それぞれの学科が設置された当時の状況と異なり、現在では全ての高等学校において理数教育や英語教育の充実が進められている。また、中学校卒業予定者の進路志望状況第1次調査^{※7}において志望者数が募集人員を下回っている学科もある。

(今後の方向性)

- 今後も引き続き、将来、社会を牽引する人財、グローバル・リーダー等として活躍する人財や、社会人・職業人として自立し、社会に貢献する人財の育成に取り組む必要がある。このため、選抜性の高い大学への進学対応、高等学校卒業後の就職への対応等、幅広い教育を提供する役割が一層求められる。
- また、今後も変化し続ける社会環境や高等学校教育を巡る状況に対応するためには、中学生や保護者のニーズも踏まえた上で、理数科、英語科・外国語科、スポーツ科学科、表現科については、専門学科としての設置意義を改めて見直す必要がある。

① 普通科

- 今後は、グローバル教育や理数教育、医学部医学科進学等に重点的に取り組む学校や、各地域の実態に根ざした教育活動に取り組む学校など各高等学校の特色化を図り、生徒の多様な進路に対応する必要がある。

各高等学校の特色化に当たっては、単位制^{※8}の導入により選択科目の充実等を図ることのほか、職業に関する専門科目も履修できるコース^{※9}等を設置することについて検討する必要がある。

※7 進路志望状況第1次調査 … 中学校卒業予定者の進路志望状況を最初に調査しているもので、他の生徒の志望状況にとらわれず、生徒の志望動向がわかるもの（中学校3年生を対象として例年11月頃に実施）

※8 単位制 … 学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度

※9 コース … 学科の中に複数の教育課程を編成し、生徒が希望に応じて選択するもの

② 理数科

- 科学技術系人材の育成に向け、学校教育全体で理数教育を充実するための取組を一層推進する必要がある。このような状況の中、理数科については、設置意義、普通科単位制への転換による選択科目としての充実等を含め、その役割を改めて見極め、検討する必要がある。

③ 英語科・外国語科

- グローバル化の進展の中で、学校教育全体として、真に使える英語の能力を身に付けることが求められており、全ての高等学校でグローバル化に対応した英語教育に取り組む必要がある。このような状況の中、英語科・外国語科については、設置意義、くくり募集^{※10}の導入、学校全体を国際理解教育の中核的役割を担う学校として位置付けること、普通科単位制への転換による選択科目としての充実等を含め、その役割を改めて見極め、検討する必要がある。

④ スポーツ科学科

- 今後とも、生涯を通してスポーツの振興・発展に寄与する人財が求められており、高等学校教育のみならず、県全体としての取組が必要である。このような状況の中、スポーツ科学科については、設置意義等その役割を改めて見極め、検討する必要がある。

⑤ 表現科

- 生徒の多様な興味・関心等への対応を目的として設置された学科であるが、近年、生徒の進路志望には、普通科の生徒と同様に大学進学を目指す傾向が見られる。このような状況の中、表現科については、設置意義、普通科単位制への転換による選択科目としての充実等を含め、その役割を改めて見極め、検討する必要がある。

(2) 職業教育を主とする専門学科

(現状)

- 本県では、農業高校、工業高校、商業高校等、同じ分野の学科で構成する専門高校の割合が全国平均より高く、各高等学校が地域や大学等と連携して、各分野の将来のスペシャリストや産業を牽引する人財、地域産業の担い手の育成に努めている。

※10 くくり募集…複数の学科を一括して募集し、入学後のガイダンス等を経て希望学科を選択する募集方法

- 近年の高等学校卒業後の進路状況を見ると、高等学校での学びと卒業後の進路の関連が強い傾向がある学科と、卒業後の進路との関連は強くないが、高等学校での学びの中で、幅広い経験を積み重ねることにより、社会人に必要となる基礎的な知識・技能等の習得を図っている学科がある。

(今後の方向性)

- 科学技術の進展等に伴い、産業界で必要な専門知識や技能が高度化するとともに、従来の産業分類を超えた複合的な産業が発展していることから、職業人として求められる基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力を育み、高等学校卒業後も学び続ける態度を身に付ける必要がある。
- また、大学等へ進学する生徒が増加してきており、専門的な資格取得を目指すとともに、高等学校段階で身に付けるべき学力の確実な習得等、大学との接続も視野に入れた職業教育の充実を図る必要がある。
- 今後の生徒数の大幅な減少に対応しながら教育活動の充実を図るためには、各専門分野における幅広い学習内容を提供する学校の設置や、各学校が連携する体制を整える必要がある。
また、幅広い視野を培い、社会人・職業人としての意識を高める教育活動を展開するため、一つの学科・一つの学校としてだけでなく、他の学科・学校や地域の産業界等との一層の連携に努める必要がある。
- 社会の要請等により専門化・細分化してきた学科については、これからの時代に必要となる力を育むため、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討する必要がある。

① 農業科

- 今後は、農業に関する幅広い学習内容を提供できる学校を設置し、寄宿舎の活用などにより、より広い地域から進学者の受け入れが可能となる方法を検討するとともに、それ以外の農業科においても、その地域の特色に応じた農業を学ぶことに主眼を置くなど、県全体としての在り方を検討する必要がある。
- また、環境保全型農業の実施や農業の6次産業化^{※11}等これからの農業経営に必要な力を身に付けるため、大学等への進学に向けた指導に加えて、地域や大学、営農大学校、他の専門高校との連携・協力を推進する必要がある。

※11 6次産業化 … 第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造、販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むこと

② 工業科

- 今後は、基幹となる学科（機械、電気、電子、建築、土木）を中心に、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けながら、新しい技術も学ぶことのできる学校を設置するとともに、それ以外の工業科においても、各地域の産業構造に合わせた学習内容を引き続き提供できるよう、その在り方を検討する必要がある。
- また、高度な技術を身に付けた工業技術者や研究者の育成に向け、大学等への進学を目指した工業高校の在り方についても検討するとともに、進路意識や学習意欲の向上等のため、大学、企業等との連携・協力を推進する必要がある。

③ 商業科

- 今後は、生徒の興味・関心、進路志望等に対応できるよう、商業科目における4分野（マーケティング、ビジネス経済、会計、ビジネス情報）について幅広く学ぶことのできる学校を設置するとともに、それ以外の商業科においても、専門科目について幅広く学ぶことができる学校と連携しながら、教育内容の充実を図ることができるよう、その在り方を検討する必要がある。
- 高等学校と大学の7年間を継続した専門教育の取組の充実などにより、公認会計士、税理士など、将来、商業分野のスペシャリストとなりうる人財の育成に努めるとともに、他の学校・学科や地域との連携により、幅広い視野を身に付け、社会に貢献できる実践力を備えた人財の育成に努める必要がある。

④ 水産科

- 今後とも、本県の水産業の振興に向け、安全・安心な食料供給産業の担い手を育成するとともに、水産教育を通して、生きる力を身に付け、社会を支える人財を育成する必要がある。
- 水産業の6次産業化など、これからの水産業を担うために必要な力を身に付けるため、大学や専攻科への進学による専門性の向上、地域や他の高等学校との連携・協力を推進する必要がある。
- 専攻科においては、海技士や船のエンジニアなどの人財を引き続き育成する必要がある。

⑤ 家庭科

- 今後とも、少子高齢化や雇用環境の変化などに伴い、生活産業の変化が予想されることから、地域を支える人財育成のため、これらの変化に対応した学科の在り方を検討する必要がある。

⑥ 看護科

- 今後とも、地域の病院等の協力を得ながら、安定した看護師養成機関として、専攻科と一体になった5年一貫教育による看護師養成の充実を図る必要がある。
- 専攻科修了後の大学編入については、生徒の進路選択の充実に向けて、国の制度改正^{※12}に、適切に対応する必要がある。

⑦ その他の学科

- 本県では、高等学校設置基準（平成16年3月文部科学省令第20号）に規定する専門教育を主とする学科のうち、職業に関する学科では、情報と福祉に関する学科が未設置である。

特に福祉科については、少子高齢化の進展に伴い、社会的な介護福祉士養成のニーズは高まっているものと考えられるが、平成19年の法改正等^{※13}により、高等学校卒業時の国家試験受験資格取得に当たり、より多くの履修時間が必要となるなど、国の制度が見直されたところである。

新たな学科の設置については、今後、生徒数が減少する中であって、中学生や保護者のニーズ、それぞれの地域の就業状況等を踏まえ、慎重に判断する必要がある。

※12 国の制度改正 … 「学校教育法の一部を改正する法律」により、高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学することができることとなった（平成28年4月1日施行）。

※13 平成19年の法改正等 … 平成19年「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正及び平成23年「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」により、福祉系高校において国家試験受験資格を得るには、53単位の専門科目の履修（改正前34単位）が必要となった。

(3) 総合学科

(現状)

- 総合学科では、普通教育と専門教育にわたる幅広い教科・科目の中から、生徒が能力、適性、興味・関心に応じて、自ら選択して学習し、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、自己の進路への自覚を深め、進学・就職に対応している。
- また、原則履修科目「産業社会と人間」^{※14}を1年次に履修することなどにより、入学後の早い段階から自己の生き方や進路について多面的に考え、学習に取り組む意欲や態度の育成が図られている。さらに2年次からの課題研究等においては課題解決型学習に取り組んでおり、現在検討が進められている学習指導要領等の改善において求められる力の育成にも通じるものと考えられる。

(今後の方向性)

- 普通科等、職業教育を主とする専門学科に並ぶ選択肢として、大学進学志望者や就職志望者に対応できる教育課程を編成し、課題研究等を通じた主体的な学習のさらなる充実を図る必要がある。
このため、生徒のニーズを踏まえた系列^{※15}となるよう見直しを進めるとともに、多様な選択科目の開設に向けて一定の規模とすることや、教員、施設・設備、運営費等の充実に加え、外部講師等の活用などについても検討する必要がある。
- また、総合学科としての教育内容の多様化を図ることが難しくなる場合には、他学科への改編等を含め検討する必要がある。
加えて、総合学科以外の学校・学科においても、生徒のニーズ、進路志望等の達成に資することができる場合には、総合学科への転換も検討する必要がある。

※14 原則履修科目「産業社会と人間」… 産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを行う学校設定科目。総合学科においては、1年次に全生徒が履修する。

※15 系列… 生徒の科目選択の参考になるように関連する科目をまとめたもの(総合選択科目群)

2 定時制課程・通信制課程の方向性

(現状)

- 働きながら学ぼうとする青少年を含め、全日制課程に通学することが困難な事情を抱える青少年に高等学校教育を受ける機会を提供する制度として設けられた定時制・通信制教育であるが、現在では、全日制課程からの転・編入者や中学校までの不登校経験者等、様々な事情を抱えた生徒に広く学びの機会を提供する役割が大きくなっている。
- 定時制課程の工業科については、入学志望者が極めて少ない状況が続いている。

(今後の方向性)

- 定時制課程・通信制課程については、今後とも、様々な事情を抱える生徒に高等学校教育を受ける機会を提供する役割を果たしていくため、現状の配置の考え方を基本としながら、その充実について検討する必要がある。
- 定時制課程においては、特別支援学校との連携やスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の充実を図るとともに、普通科から総合学科への転換やコースの設定等について検討する必要がある。また、工業科については、生徒のニーズを踏まえ、設置意義等を含め、検討する必要がある。
- 通信制課程においては、高等学校入学後の進路変更の機会として、後期入学制度^{※16}の導入について検討する必要がある。また、ICTを活用した教育方法^{※17}について、研究を進める必要がある。

3 多様な教育制度の方向性

(1) 全日制普通科単位制

(現状)

- 全日制普通科単位制は、多様な進路志望に対応するため、生徒が主体的に選択して特定の教科・科目を重点的に学習するものである。しかし、県内の導入校3校は、いずれも国公立大学進学志望者が圧倒的に多く、進学を重視した教育課程を編成している状況にあり、科目選択の幅の広さや自由度において、単位制の利点を十分に活用しているとは言い難い。

※16 後期入学制度…単位制高校において、年度当初に加え、年度中途に選抜を行い、入学を許可する制度

※17 ICTを活用した教育方法…通信制課程においては、対面指導が原則の面接指導について、インターネット等の活用によるメディア学習を取り入れた場合、各教科・科目の面接指導の時間数のうち、メディアごとに10分の6以内の時間を免除することが可能となっている。なお、全日制課程及び定時制課程においても、遠隔教育を実施できるようにするため、学校教育法施行規則が改正されたところである(平成27年4月1日施行)。

(今後の方向性)

- 導入校においては、全日制普通科単位制の意義を改めて見直し、教育活動の充実に努める必要がある。また、当該制度の特色を生かすことにより、生徒の興味・関心を高め、進路志望等の達成に資することができる場合には、新たな導入についても検討する必要がある。

(2) 中高一貫教育

(現状)

- 中学校から高等学校までの6年間の計画的・継続的な指導により、生徒の個性を尊重し、能力を伸ばす教育活動を行うとともに、異年齢集団との交流を通して、社会性や豊かな人間性を身に付けている。

(今後の方向性)

- 連携型中高一貫教育は一定の成果があるものの、連携中学校の生徒数減少により連携高等学校への入学者数が減少していることなどから連携が難しくなってきたり、今後の在り方について検討が必要である。
- 県立三本木高等学校及び附属中学校における併設型中高一貫教育では、附属中学校の生徒が高等学校入学後に大学進学実績の向上を牽引するなどの成果が見られる。引き続き、生徒の資質・能力を最大限に伸ばし、進路志望の達成が図られているかを検証し、その検証に基づいた取組を充実させる必要がある。

新たな設置については、選抜性の高い大学への進学志望者の志の実現や当該地区全体の学習意欲の喚起につながることへの期待、周辺の中学校への影響等を踏まえ、市町村等の意向や当該地区の中学校の生徒数の推移を考慮しながら判断する必要がある。

- 一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、他県においては生徒一人一人の創造性を伸ばすとともに、学力・学習意欲の向上を重視し、充実した教育活動が行われている。一方、6年間、同じ生徒で学年が構成されることから、人間関係の固定化を招かないよう、一定の学校規模が必要とされる。

本県では未設置であるが、導入については併設型中高一貫教育校のさらなる設置への対応と併せて、総合的に研究を進める必要がある。

(3) 総合選択制

(現状)

- 総合選択制は、複数の学科を有する高等学校において、所属する学科の学習を基本としながら、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等に応じて、学科の枠を越えて主体的に教科・科目を選択履修できる制度であり、生徒の進路志望等に応じた学びの選択肢となっている。

(今後の方向性)

- 今後とも、複数の学科を有する高等学校の在り方と併せて、各学科の専門性を生かした幅広い教育活動のさらなる充実に向けた在り方を検討する必要がある。

第3 学校規模・配置

1 学校規模・配置の検討に当たって考慮すべき観点

- これからの時代に求められる力を生徒一人一人が身に付けるため、今後の学校規模・配置の検討に当たっては、次のとおり、中学生それぞれの志に応じた高等学校や学科等を選択できる環境づくりに向けた「高等学校教育を受ける機会の確保」と、より特色ある教育活動の実践に向けた「充実した教育環境の整備」の二つの観点を考慮する必要がある。

(1) 高等学校教育を受ける機会の確保

① 各地区における中学生の進路の選択肢の確保

(現状)

- 本県においては、6地区毎に普通科等の高等学校と職業教育を主とする専門学科の高等学校が配置されるとともに、地区の状況に応じて総合学科の高等学校が配置されるなど、中学生の進路の選択肢は概ね確保されてきた。

(今後の方向性)

- 今後は、6地区毎に、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応する高等学校、選抜性の高い大学への進学に対応する高等学校、職業教育の中心となる高等学校等、それぞれの役割を担う高等学校を配置し、中学生自らが希望する進路に応じた高等学校を選択できる環境を維持する必要がある。
- 各地区の学科構成については、中学生等のニーズを踏まえるとともに、社会の要請や地域の産業構造の特性、学科設置の経緯等を充分考慮し、生徒それぞれの志に応じた高等学校や学科等を選択できる環境について検討する必要がある。

② 通学環境への配慮

(現状)

- 本県においては、居住する地域によって制限されることなく自由に高等学校を選択できるよう通学区域を県下一円としており、将来の進路達成を目指し、特色ある教育を受けるため、近隣の高等学校ではなく、遠方の高等学校を選択して進学する生徒が存在している。
- その一方、地理的な要因等から居住する地域にある高等学校への進学を選択する生徒も存在する。

(今後の方向性)

- ほぼ全ての中学校卒業者が高等学校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高等学校に通学することができない地域が新たに生じることのないよう配慮が求められる。
- また、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性やスクールバスの運行状況等により変わり得るものであることから、市町村等との連携を含め、生徒の通学環境の充実について検討する必要がある。

(2) 充実した教育環境の整備

(現状)

- 各高等学校では、生徒一人一人の個性や能力を伸ばし、社会や地域の要請に応じた多様な人財の育成に努めるとともに、生徒の進路達成に向け、進学から就職まで幅広く取り組んでいる。
- また、本県においては、文部科学省が指定するスーパーグローバルハイスクール（SGH）^{※18}やスーパーサイエンスハイスクール（SSH）^{※19}による教育実践、医学部医学科への入学者の増加を図る取組、地域や産業界等との連携・交流を通じた取組等、特色ある教育活動が行われてきたところである。
- しかしながら、少子化による学校規模の縮小等に伴い、これらの特色ある教育活動が困難になっていくことが懸念される。

(今後の方向性)

- 今後とも、各高等学校においては、「確かな学力」を育むため、アクティブ・ラーニング^{※20}等による教育実践を行うなど、教育環境の整備を進める必要がある。
- また、生徒数が減少していく中であっても、次のような教育環境を整備し、各高等学校の役割に応じた人財育成に向け、特色ある教育活動をさらに充実させ、本県高等学校教育の質の維持・向上を図る必要がある。

※18 スーパーグローバルハイスクール（SGH）… 生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を目指し、文部科学省が指定した研究指定校

※19 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）… 将来の国際的な科学技術人材を育成することを目指し、文部科学省が指定した理数系教育に重点を置いた研究開発校

※20 アクティブ・ラーニング… 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習

① 各高等学校に共通して求められる教育環境の整備

- 各高等学校においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、探究型学習等を通して課題解決能力を育成するなど、高等学校に求められる教育活動のさらなる充実に努める必要がある。

② 普通科等の重点校の設置

- 普通科等において、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともに、医師や弁護士等の高度な国家資格の取得に向けた志を育成する取組、グローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う学校を「重点校」とし、その設置について検討する必要がある。
- 重点校の教育活動の充実のためには、生徒が主体的に選択して特定の教科・科目を重点的に学習し、多様な進路志望に対応することを目的とした単位制や、6年間の計画的かつ継続的な指導により、中学校段階からの探究的活動を通して、生徒の進路志望の達成を目指すことなどを目的とした併設型中高一貫教育の拡充等についても検討する必要がある。

③ 職業教育を主とする専門学科の拠点校の設置

- 職業教育を主とする専門学科において、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶことのできる学校を「拠点校」とし、その設置について検討する必要がある。
- 具体的には、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、農業教育、工業教育、商業教育等の特定の学科における拠点校を設置し、各学科における基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、専門科目を幅広く学ぶことが可能となるよう、その取組等を推進する必要がある。

2 学校規模の方向性

(現状)

- 平成21年度から29年度までを実施期間とする県立高等学校教育改革第3次実施計画（以下「第3次実施計画」という。）においては、生徒の学びの環境を整えるため、青森市、弘前市及び八戸市の三市の普通高校については1学年当たり6学級以上、そのほかの全ての高等学校については1学年当たり4学級以上を「望ましい学校規模」とした。
- 平成27年度においては、「望ましい学校規模」を満たしている学校が36校（約63%）、「望ましい学校規模」を満たしていない学校が21校（約37%）となっている。

(今後の方向性)

- 高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、「確かな学力」、「逞しい心」や一定規模の集団の中で社会性を身に付けることが重要になっている。
- さらに、各高等学校に求められる役割に応じて必要となる学校規模の標準を次のとおり考える。

① 基本となる学校規模

- 各高等学校においては、大学等への進学や就職等、より幅広い進路選択に対応できる教科・科目を設定するとともに、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や多様な部活動の選択肢を確保することにより、高等学校段階で身に付けるべき「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力を育成することができるよう、1学年当たり4学級（160人）^{※21}以上の規模であることが求められる。

② 普通科等の重点校の学校規模

- 普通科等において、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともに、特色ある教育活動の中核的役割を担う重点校には、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等が必要であり、1学年当たり6学級（240人）以上の規模であることが求められる。

③ 職業教育を主とする専門学科の拠点校の学校規模

- 職業教育を主とする専門学科において、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶことのできる拠点校には、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級（160人）以上の規模であることが求められる。

(高等学校教育を受ける機会の確保に向けた配慮)

- 上記の学校規模の標準を満たさない高等学校であっても、当該高等学校を募集停止することによって、他の高等学校へ通学することが困難な地域が生じる場合には、高等学校教育を受ける機会を確保する観点から、当該高等学校の柔軟な配置について配慮する必要がある。

※21 1学年当たり4学級（160人）… 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき、1学級の定員は40人が標準である。なお、本県では、農業高校、工業高校、小規模校等において1学級の定員を35人とする学級編制の弾力化を実施しており、この場合には4学級で140人となる。

3 学校配置の方向性

(1) 学校配置の考え方

(現状)

- 第3次実施計画においては、望ましい学校規模になるよう6地区毎に、中学校卒業予定者数の推移、社会や生徒のニーズに対応した普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から計画的に統合等を進めた。
- 各地区の普通科等・職業学科・総合学科の配置割合は、これまで地域の産業構造の特性や学科設置の経緯などにより異なっていることについて配慮した。
- 既存の1学年1学級規模の校舎制^{※22}導入校は計画的に募集停止を行った。ただし、他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮した。

(今後の方向性)

- 生徒数が減少する中であっても、各地区における中学生の進路の選択肢の確保に努めるとともに、通学環境に配慮しながら、それぞれの役割に応じた学校規模で高等学校を配置する必要があることから、計画的に募集停止や統合をする必要がある。
- このような募集停止や統合による学校配置を計画的に進めるためには、必要に応じて地域の意見を伺う協議会等を設置するなど、市町村を含む地域の関係者と連携・協力の下、検討する必要がある。

(高等学校教育を受ける機会の確保のため配置する高等学校への対応)

- 高等学校教育を受ける機会を確保する観点から、配置について配慮する高等学校においては、さらなる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の例のような具体的な基準をあらかじめ示し、募集停止や統合について、当該高等学校の所在する市町村等の理解を得ながら検討する必要がある。

また、募集停止や統合をすることとなった場合には、当該高等学校の所在する市町村等と連携・協力し、スクールバスの運行、通学費補助（奨学金での対応を含む。）、寄宿舎の設置等の支援策について検討する必要がある。

※22 校舎制 … 法的には分校。本校との連携・協力により教育内容の充実に努める制度

【他県の基準の例】

(例1) 1学年当たり1学級の学校については、入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合は、交通事情等の地域の実情に配慮しながら、原則としてその2年後に募集停止とする。

(例2) 1学年当たり1学級の学校においては、入学者数が募集人員の2/3以下の状態が2年間続いた場合、原則として募集停止とする。

(2) 統合の方法

(現状)

- これまで、同一市内の普通高校や同一地区内の工業高校の統合を行い、第3次実施計画における「望ましい学校規模」での高等学校の配置に努めてきたが、統合の方法は、募集停止となる高等学校を他の高等学校へ統合し、沿革等を引き継ぐものであり、統合先の学校名や規模が変わらないことなどから、両校関係者に統合の認識が充分深まらないという側面もあった。

(今後の方向性)

- 今後の統合の方法は、統合校の教育活動の充実に向け、統合の対象となる学校の関係者等により組織する開設準備委員会（仮称）等を設置し、統合校の新たな名称、目指す生徒像や教育内容等について検討することが望ましい。この際には、学校施設・設備の充実に努める必要がある。
- また、20年後には生徒数がほぼ半減するという見通しもある中、生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するためには、重点校・拠点校の設置とともに、異なる学科の高等学校の統合により、複数の学科を有し、幅広い学びの選択肢となり得る高等学校の設置についても検討する必要がある。

第4 魅力ある高等学校づくりに向けて

1 学校・家庭・地域等との連携の推進

(高等学校間の連携)

- 生徒数が減少する中で、生徒の興味・関心、進路志望の多様化に対応し、県全体として高等学校教育の質の維持・向上に取り組むとともに、各地区の教育活動を充実させるためには、普通科等の重点校、職業教育を主とする拠点校及び他の高等学校それぞれの間で、生徒による合同研究や教員研修等において連携を図る必要がある。
- また、小規模校においては、一人一人の生徒に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題もある。このため、複数の小規模校が連携・協力して学校行事や課外活動等を行うことにより、様々な個性や多様な価値観に触れ、互いを認めながら一人一人の生徒の成長を促す教育活動を充実させる必要がある。
- このような連携に当たっては、生徒・教員が学校間を移動する際の交通手段や安全性の確保、時間的・経済的な課題について検討する必要がある。

(小学校や中学校との連携)

- 高等学校と小学校及び中学校との連携においても、これまで実施してきた各種連携事業^{※23}などの成果を広く普及させる必要がある。
- キャリア教育や英語教育、特別支援教育、道徳教育等の推進に当たっては、引き続き、小学校、中学校、高等学校の各発達段階に応じた連携が求められる。

(特別支援学校との連携)

- 各高等学校では全日制、定時制、通信制を問わず、発達障害等のある生徒や特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、一人一人の実情に応じた支援に取り組んでいる。
- これらに対応するため、障害等に関する教員研修や、人事交流等において特別支援学校との連携を強化するなど、インクルーシブ教育システム^{※24}構築のための特別支援教育の推進が求められる。

※23 各種連携事業の例

- 学習習慣形成のための校種間連携推進事業…小・中・高等学校における連携教育を推進するため、家庭と連携した一貫性のある児童生徒の学習習慣の形成や連続性と発展性のある学習指導などについて平成21～22年度に実践研究を行った事業
- 明日へはばたけあおもりっ子キャリア教育推進事業…小・中・高等学校の12年間を見通した系統的なキャリア教育を推進するため、キャリアノート^{※24}の作成及び地域の特性を生かした指導方法について平成23～25年度に調査研究を行った事業

※24 インクルーシブ教育システム …人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組。(障害者の権利に関する条約第24条による。) 障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(大学等との連携)

- 高等学校グランドデザイン会議^{※25}の答申以降、本県における高等学校と大学との連携は大幅に拡大してきている。
県教育委員会と県内の大学との間で連携協定^{※26}が結ばれたほか、各高等学校と大学との間でも連携が促進されており、大学教員による出前授業や講演、受講した連携大学での講義の単位認定、共同での教材作成など、幅広い取組により成果を上げている。
- 引き続き大学等との連携を促進し、大学進学を志望する生徒の進路選択に役立てるとともに、高等学校段階から大学レベルの教育・研究に触れる機会を設けることにより、意欲的な生徒の能力を伸長させることが期待される。

(家庭・地域との連携)

- 全ての教育の出発点は家庭にあり、基本的な礼儀や生活習慣、自立心や心身の調和は、義務教育段階までの各家庭において身に付けるべき要素が大きい。
しかし、核家族化や雇用形態、地域社会の連携の在り方の変化等により、保護者や近隣の大人が子どもと接する時間が減少するなど、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭の教育力の低下が指摘されている。
- また、地域における活動や交流の減少など、住民同士のつながりの希薄化から地域における教育力の低下も指摘されている。
このような中、各高等学校においては、地域との連携を深めながら、生徒が地域活動に参画する機会の充実を図り、地域への理解を深めることにより、責任感や協調性、コミュニケーション能力を育むことに努めている。
- 生徒一人一人の個性や能力を伸ばす充実した教育環境を実現するためには、高等学校においても、家庭、地域との連携をさらに強化し、一体となって取り組む必要がある。

※25 高等学校グランドデザイン会議 … 平成21年度以降の青森県の県立高等学校の在り方を検討するため、平成18～19年度に設置された有識者会議

※26 大学との連携協定 … 本県の学校教育、社会教育、スポーツ等の分野における大学との協力により、学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的に、県教育委員会と弘前大学、八戸工業大学、青森大学との間で締結

2 教育活動の充実に向けた取組

(各学校の魅力化と情報発信)

- 本県では、生徒数の減少が見込まれる一方、高等学校進学率は98%を超え、ほぼ全ての中学生が高等学校に進学している。その中にあるのは、各高等学校がそれぞれの特色を生かし、また、これまで培ってきたノウハウを共有しながら、高等学校教育の質の確保・向上を図り、魅力ある「行きたい学校」として中学生やその保護者に選ばれる学校であることが重要である。

また、各学校・学科の取組や育成する人材像を中学生や保護者が十分理解した上で進路選択できるよう、これまで以上に充実した情報発信に努める必要がある。

(教員の資質向上と教職員定数の改善)

- これからの変化の激しい時代においては、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造する力が求められている。

子どもたちがこれらの力を確実に身に付けるためには、日々生徒に接する教員一人一人の指導力によるところが大きく、教員が主体的・協働的な学びを重視した教育を展開するとともに、生徒の多様な学習成果や活動を適切に評価することが求められる。

このような実践的指導力や授業力の向上に向けては、教員研修を充実させることにより教員の資質向上を図る必要がある。

- また、教員が専門性を発揮できる環境を整えるためには、教員とは異なる専門性や経験を有する専門スタッフ等を学校に配置することなどの検討が必要である。特に各高等学校において、発達障害等のある生徒や特別な支援を要する生徒に対応している現状を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置等について検討する必要がある。

さらに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びを重視した高等学校教育の充実のためには、教職員定数の拡充が求められている。

これらの専門スタッフの配置や教職員定数の見直し等については、国に対して働きかけていくことが必要である。

(ICTの活用による教育活動の充実)

- 今後、高等学校教育においてICTを活用することにより、各高等学校の教育資源が共有化され、多様な選択科目の開設や高度な教育の提供に繋がる可能性がある。

また、小規模校においては、各教科の免許を所持する教員が配置できない場合であっても、他校の専門的な知識を有する教員による多様な授業を受けることが可能となり、高等学校教育の質の確保を図ることができることから、ICTを活用した遠隔授業等について、研究を進める必要がある。

(全国からの生徒募集)

- 中学校卒業予定者数の減少が見込まれる中であって、他県においては、より魅力のある学科を設置し、全国から生徒を募集する事例がある。

本県においては、卒業後の進路等を含め、本県高校生にとってより充実した教育環境の実現という視点を踏まえながら、全国からの生徒募集について検討する必要がある。

3 本県高等学校教育の充実に向けた継続的な検証

- 本検討会議においては、これまでの高等学校教育改革の取組を検証しながら、県立高等学校の将来構想について検討を進めているところである。

県教育委員会において、平成30年度以降の次期計画を策定・推進する際には、それまでの成果や有効性を継続的に検証し、中学校卒業生数や生徒の進路選択の変化、国における教育制度改革等を適時適切にとらえた上で、本県高等学校教育の充実に向けた取組を一步一步着実に進めることを期待する。

附 属 資 料

1	諮問書.....	2 5
2	青森県立高等学校将来構想検討会議設置要綱.....	2 8
3	青森県立高等学校将来構想検討会議委員名簿.....	3 1
4	審議経過.....	3 7
5	審議計画.....	3 9

青教高第 101 号
平成26年6月12日

青森県立高等学校将来構想検討会議議長 殿

青森県教育委員会教育長

諮 問 書

県立高等学校の在り方に関する次の事項について、別紙理由書を添えて諮問します。

- 1 社会の変化や生徒の多様な進路志望に対応した学校・学科の在り方について
- 2 夢や志の実現に向けた教育活動に必要な高等学校の規模・配置について
- 3 各地区の学校配置等に関する基本的な方向性について

(別紙)

理 由 書

県教育委員会では、生徒の多様な進路志望に対応するため、平成12年度以降、県立高等学校教育改革実施計画を策定し、総合学科の拡充、普通科の全日制単位制高等学校の設置、総合選択制の導入、中高一貫教育の導入、学科の再編・整備などに取り組んできました。

現在は、高等学校グランドデザイン会議の答申『今後の県立高等学校の在り方について』（平成19年10月）に基づき策定した第3次実施計画により、

- ① 県立高等学校における教育内容・方法の充実・改善
 - ② 適正な学校規模・配置による教育環境の充実
 - ③ 学科・コース等の再編整備
 - ④ 県立高等学校と中学校や大学等との連携の推進
- などの取組を進めているところです。

このような中、社会のグローバル化やICT（情報通信技術）の発達等により世界的な視野で考え行動できる人財^(注)が求められていること、本県の人口減少率が全国の中でも高い状況にあること、産業・雇用環境が変容しつつあることなど、社会環境の変化が本県高等学校教育にも大きな影響を及ぼしています。併せて、今後の本県の中学校卒業予定者数は、第3次実施計画終了時の平成29年3月の約12,400人が10年後の平成39年3月には約9,300人となり、約3,100人の減少が見込まれています。

また、平成26年1月に策定した青森県教育振興基本計画においては、「2030年における青森県のめざす姿」として、

- 夢や志の実現に向かって挑戦する青森県民
- 人が育ち、磨かれ、活躍する青森県

などを掲げており、未来を担う子どもたちが、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人財として成長できるよう、高等学校教育の質の一層の向上を図り、各種取組を総合的に推進していく必要があります。

そこで、社会の変化や生徒の急激な減少に対応し、夢や志の実現に向けた知・徳・体を育むための県立高等学校の在り方について、次の事項を中心に、中・長期的な展望に立って検討をお願いするものです。

1 社会の変化や生徒の多様な進路志望に対応した学校・学科の在り方について

社会の変化が激しく、将来を見通すことが困難な状況にあっても、生徒一人一人が自身の未来を切り拓いていくことができるよう、生徒が主体的に学び、社会で生きていくために必要となる力を身に付けることが求められます。

また、高等学校進学率が98%を超え、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等は、ますます多様化しています。

これらのことに対応し、本県の未来をつくる人財を育成するため、高等学校や学科の在り方について、改めて検討する必要があります。

併せて、これまで取り組んできた中高一貫教育など学校種間の縦の連携や、地域の教育資源を活用した横の連携による教育活動についても、さらに充実したものとなるよう検討する必要があります。

2 夢や志の実現に向けた教育活動に必要な高等学校の規模・配置について

これまで、高等学校教育を受ける機会の確保に配慮しつつ、生徒数の減少に対応するため、学級減や統合を行ってきましたが、高等学校入学者選抜においては、市部の高等学校の高倍率化と一部の町村部の高等学校における定員割れが継続しています。

また、平成26年度の本県の高等学校における1学年当たりの学級数は、平均4.2学級となっており、全国平均の5.6学級と比べて1学級以上小規模となっています。

さらに、平成30年度から平成33年度まで見込まれる生徒の急減な減少とそれ以降の生徒減少に対して学級減のみで対応した場合、第3次実施計画の終了から10年後の平成39年度には、半数以上の高等学校が3学級以下の規模になるものと見込まれ、生徒の多様な活動や進路志望等に対応する科目の開設が制限されるなど、教育活動や生徒の進路選択に重大な支障が生じるものと懸念されます。

このことから、生徒数が減少する中で、教育の機会均等や全県的なバランスなどを考慮しつつ、生徒の夢や志の実現に向けた望ましい高等学校の規模や配置について、検討する必要があります。

3 各地区の学校配置等に関する基本的な方向性について

これまでの実施計画の策定過程においては、計画案の公表後に、統合となる高等学校の所在する地域の方々から多くの御意見が寄せられてきました。

このため、平成30年度以降の実施計画の策定に当たっては、学校関係者や保護者、地域の方々からより広く意見を伺いながら、各地区（東青、西北、中南、上北、下北、三八の6地区）の学校配置等の基本的な方向性について、検討する必要があります。

注) 人財：青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）』である」という基本的考えから、「人」「人材」などを「人財」と表しています。

青森県立高等学校将来構想検討会議設置要綱

(設置)

第1 社会の変化や生徒の急激な減少に対応し、夢や志の実現に向けた知・徳・体を育むための県立高等学校の在り方を検討するため、青森県立高等学校将来構想検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会議は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が諮問する次の事項について調査審議し、教育長に答申する。

- (1) 社会の変化や生徒の多様な進路志望に対応した学校・学科の在り方について
- (2) 夢や志の実現に向けた教育活動に必要な高等学校の規模・配置について
- (3) 各地区の学校配置等に関する基本的な方向性について

(検討会議)

第3 検討会議は25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 産業教育関係者
- (4) 前三号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 検討会議に議長及び副議長各1人を置く。

4 議長及び副議長は、委員の互選による。

5 議長は、会議を主宰する。

6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第4 検討会議に、次の表の右欄に掲げる事項を調査検討するため、左欄に掲げる分科会を置く。

名 称	調 査 検 討 事 項
第1分科会	社会の変化や生徒の多様な進路志望に対応した学校・学科の在り方について
第2分科会	夢や志の実現に向けた教育活動に必要な高等学校の規模・配置について

2 分科会は、調査検討した結果を検討会議に報告する。

3 分科会は、検討会議の議長及び副議長を除く検討会議の委員及び第4第8項で規定する専門委員（以下「検討会議委員等」という。）で構成し、所属する分科会は議長が指定する。

- 4 分科会に分科会長及び分科会副会長各1人を置く。
- 5 分科会長及び分科会副会長は、検討会議委員等の互選による。
- 6 分科会長は、分科会を主宰する。
- 7 分科会副会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 分科会に専門委員を置く。
- 9 専門委員は、所属する分科会の所管する事項について調査検討する。
- 10 専門委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
 - (1) 学校教育関係者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(地区部会)

第5 検討会議に、次の表の右欄に掲げる事項を調査検討するため、左欄に掲げる地区部会を置く。

名 称	調 査 検 討 事 項
東青地区部会	地区の学校配置等に関する基本的な方向性について
西北地区部会	
中南地区部会	
上北地区部会	
下北地区部会	
三八地区部会	

- 2 地区部会は、調査検討した結果を検討会議に報告するとともに、検討会議又は分科会からの求めに応じて、地区の意見をとりまとめ、報告する。
- 3 地区部会は、各10人以内の地区部会委員で組織する。
- 4 地区部会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 学校教育関係者
 - (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 5 地区部会に地区部会長及び地区部会副会長各1人を置く。
- 6 地区部会長及び地区部会副会長は、地区部会委員の中から議長が指名する。
- 7 地区部会長は、地区部会を主宰する。
- 8 地区部会副会長は、地区部会長を補佐し、地区部会長に事故あるとき、又は地区部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6 第3から第5までに掲げる委員の任期は、委嘱した日から平成28年3月31日までとする。ただし、各委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7 検討会議は、教育長が招集する。

2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前三項の規定は、分科会及び地区部会の会議に準用する。

(関係者の出席)

第8 議長、分科会長及び地区部会長は、必要があるときは、第3から第5までに掲げる委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第9 検討会議の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

青森県立高等学校将来構想検討会議委員名簿

(五十音順 敬称略)

委員名	役職等	備考
伊藤 直樹	青森市立新城中学校 校長	
小山内 世喜子	アピオあおもり 館長	
落合 喜一	県立青森商業高等学校 校長	平成27年5月26日から
香取 薫	青森公立大学 学長	議長
小磯 重隆	弘前大学学生就職支援センター 副センター長	
古山 哲司	前県立弘前高等学校 校長	
佐井 憲男	元県立五所川原高等学校 校長	
斎藤 靖彦	青森県農業経営士会 参与	
櫻庭 洋一	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
佐藤 広政	青森県PTA連合会 会長	平成27年7月1日まで
鈴木 雅博	県立六戸高等学校 校長	平成27年4月22日から
住吉 治彦	青森県高等学校PTA連合会 会長	
相馬 俊二	元県立むつ工業高等学校 校長	
高橋 公也	青森地域社会研究所 常務理事	
高橋 福太郎	東奥学園高等学校 校長	
瀧原 祥夫	東北職業能力開発大学校 附属青森職業能力開発短期大学校 校長	
瀧本 壽史	県立弘前高等学校 校長	副議長
千代谷 均	県立青森商業高等学校 校長	平成27年3月31日まで
月永 良彦	青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会 会長	
斗沢 一雄	元県立名久井農業高等学校 校長	
外崎 浩司	青森県PTA連合会 会長	平成27年7月2日から
成田 幸男	陸奥新報社 東京支社長	
丹羽 浩正	八戸学院大学 副学長	
長谷川 光治	元県立三本木高等学校 校長	
三上 順一	元県立青森高等学校 校長	
南谷 毅	東奥日報社 編集局次長	
吉田 晃	デーリー東北新聞社 編集局長	
和嶋 延寿	県立六戸高等学校 校長	平成27年3月31日まで

<第1分科会>

(五十音順 敬称略)

	委員名	役職等	備考
検討会議委員	落合 喜一	県立青森商業高等学校 校長	平成27年5月26日から
	佐井 憲男	元県立五所川原高等学校 校長	
	斎藤 靖彦	青森県農業経営士会 参与	
	櫻庭 洋一	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
	相馬 俊二	元県立むつ工業高等学校 校長	
	高橋 公也	青森地域社会研究所 常務理事	
	高橋 福太郎	東奥学園高等学校 校長	
	瀧原 祥夫	東北職業能力開発大学校 附属青森職業能力開発短期大学校 校長	分科会副会長
	千代谷 均	県立青森商業高等学校 校長	平成27年3月31日まで
	斗沢 一雄	元県立名久井農業高等学校 校長	
	丹羽 浩正	八戸学院大学 副学長	分科会長
	南谷 毅	東奥日報社 編集局次長	
専門委員	油川 潤一	県農林水産部 次長	平成27年5月26日から
	川口 敏彦	県立北斗高等学校 校長	
	黒滝 敏文	県農林水産部 次長	平成27年3月31日まで
	佐藤 晋也	県立五所川原農林高等学校 校長	平成27年3月31日まで
	高橋 和雄	県立弘前工業高等学校 校長	平成27年5月26日から
	瀧口 孝之	県立三本木農業高等学校 校長	平成27年5月26日から
	竹浪 二三正	県立八戸北高等学校 校長	平成27年5月26日から
	田中 泰宏	県商工労働部 次長	
	遠島 進	むつ市教育委員会 教育長	
	豊島 隆幸	県立弘前工業高等学校 校長	平成27年3月31日まで
	花田 慎	県立青森中央高等学校 校長	
	福井 武久	県立三本木高等学校 校長	
	山口 龍城	県立浪岡高等学校 校長	平成27年3月31日まで

<第2分科会>

(五十音順 敬称略)

	委員名	役職等	備考
検討会議委員	伊藤 直樹	青森市立新城中学校 校長	
	小山内 世喜子	アピオあおもり 館長	
	小磯 重隆	弘前大学学生就職支援センター 副センター長	分科会長
	古山 哲司	前県立弘前高等学校 校長	
	佐藤 広政	青森県PTA連合会 会長	平成27年7月1日まで
	鈴木 雅博	県立六戸高等学校 校長	平成27年4月22日から
	住吉 治彦	青森県高等学校PTA連合会 会長	
	月永 良彦	青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会 会長	分科会副会長
	外崎 浩司	青森県PTA連合会 会長	平成27年7月2日から
	成田 幸男	陸奥新報社 東京支社長	
	長谷川 光治	元県立三本木高等学校 校長	
	三上 順一	元県立青森高等学校 校長	
	吉田 晃	デーリー東北新聞社 編集局長	
	和嶋 延寿	県立六戸高等学校 校長	平成27年3月31日まで
専門委員	赤坂 寿	県立八戸高等学校 校長	
	貝守 弘	県総務部 次長	
	柏木 司	県企画政策部 次長	平成27年4月22日から
	笹 浩一郎	県立木造高等学校 校長	平成27年3月31日まで
	長者久保 雅仁	県立田名部高等学校 校長	
	原田 啓一	県企画政策部 次長	平成27年3月31日まで
	吉田 健	県立木造高等学校 校長	平成27年4月22日から

<東青地区部会>

(五十音順 敬称略)

委員名	役職等	備考
相坂 一則	平内町教育委員会 教育長	地区部会副会長
赤井 茂樹	県立青森工業高等学校 教頭	
秋元 洋一	青森市立西中学校 P T A 副会長	
阿部 浩志	青森市立篠田小学校 P T A 会長	平成27年5月29日から
奥島 義光	青森市立北中学校 校長	平成27年5月29日から
高橋 光夫	青森市立浪岡中学校 校長	平成27年3月31日まで
外崎 浩司	青森市立甲田小学校 P T A 会長	平成27年5月28日まで
花田 慎	県立青森中央高等学校 校長	
三上 順一	元県立青森高等学校 校長	地区部会長
吉川 康久	青森青年会議所 直前理事長	
米田 大吉	プラットフォームあおもり 理事長	

<西北地区部会>

(五十音順 敬称略)

委員名	役職等	備考
東 慎治	五所川原商工会議所青年部 会長	
蝦名 博	県立五所川原工業高等学校 教頭	
佐井 憲男	元県立五所川原高等学校 校長	地区部会長
笹 浩一郎	県立木造高等学校 校長	平成27年3月31日まで
笹山 和信	五所川原市立市浦中学校 P T A 会長	
澁谷 尚子	企業組合でる・そーれ 代表	
高橋 幸治	つがる市立森田中学校 校長	
竹浪 令晃	板柳町立板柳南小学校 P T A 会長	平成27年6月1日まで
長尾 孝紀	五所川原市教育委員会 教育長	地区部会副会長
安田 宗夫	板柳町立小阿弥小学校 P T A 会長	平成27年6月2日から
吉田 健	県立木造高等学校 校長	平成27年4月22日から

<中南地区部会>

(五十音順 敬称略)

委員名	役職等	備考
木村 浩哉	県立黒石高等学校 教頭	
古山 哲司	前県立弘前高等学校 校長	地区部会長
佐々木 健	弘前市教育委員会 教育長	地区部会副会長
清野 眞由美	弘前子どもコミュニティ・ピーぷる 代表理事	
高橋 和雄	県立弘前工業高等学校 校長	平成27年5月26日から
高橋 康雄	弘前市立北辰中学校 P T A 会長	平成27年5月25日まで
田中 慶一	弘前市立第一中学校 校長	
徳田 祐之	黒石青年会議所 専務理事	平成27年5月26日から
豊島 隆幸	県立弘前工業高等学校 校長	平成27年3月31日まで
福士 和孝	弘前市連合 P T A 会長	平成27年5月26日から
増川 博基	黒石青年会議所 専務理事	平成27年5月25日まで
山中 徹	弘前市連合 P T A 顧問	

<上北地区部会>

(五十音順 敬称略)

委員名	役職名	備考
岩間 貴	十和田市連合 P T A 会長	
漆 舘 昇	十和田市連合 P T A 監事	
遠藤 剛	県立三本木農業高等学校 教頭	平成27年3月31日まで
工藤 清寿	県立三本木農業高等学校 教頭	平成27年6月3日から
櫻田 泰弘	六戸町教育委員会 教育長	地区部会副会長
佐々木 毅彦	十和田商工会議所青年部 直前会長	
沼尾 一秋	三沢市立第一中学校 校長	
長谷川 光治	元県立三本木高等学校 校長	地区部会長
福井 武久	県立三本木高等学校 校長	
横田 涉子	青森県社会教育委員	

<下北地区部会>

(五十音順 敬称略)

委員名	役職等	備考
工藤 武	むつ市立苫生小学校PTA 会長	平成27年5月26日まで
齋藤 晃史	むつ青年会議所 理事長	平成27年5月26日まで
相馬 俊二	元県立むつ工業高等学校 校長	地区部会長
長者久保 雅仁	県立田名部高等学校 校長	
傳法 薫	むつ市立大平小学校PTA 会長	平成27年5月27日から
遠島 進	むつ市教育委員会 教育長	地区部会副会長
二本柳 互	むつ市立大湊中学校PTA 会長	平成27年5月27日から
原 英輔	斗南丘牧場 代表取締役社長	
村舘 洋介	むつ青年会議所 理事長	平成27年5月27日から
由川 裕規	むつ市立田名部中学校PTA 会長	平成27年5月26日まで
米持 聡	県立大湊高等学校 教頭	
和田 正顕	佐井村立佐井中学校 校長	

<三八地区部会>

(五十音順 敬称略)

委員名	役職等	備考
赤坂 寿	県立八戸高等学校 校長	
石毛 清八	八戸市立長者中学校 校長	
伊藤 博章	八戸市教育委員会 教育長	地区部会副会長
小向 龍悦	八戸市立市川中学校PTA 会長	平成27年6月2日から
田名部 智之	八戸市立城北小学校PTA 会長	
斗沢 一雄	元県立名久井農業高等学校 校長	地区部会長
橋本 修	八戸市立第二中学校PTA 会長	平成27年6月1日まで
平間 恵美	はちのへ未来ネット 代表理事	
三上 雅也	県立八戸商業高等学校 教頭	
山子 泰典	八戸青年会議所 理事長	平成27年6月1日まで
類家 徳久	八戸青年会議所 理事長	平成27年6月2日から

審議経過

〈検討会議〉

回	年月日	内容
1	平成26年 6月12日	(組織会・全体会) ○議長等選出、諮問 ○県立高等学校教育改革のこれまでの取組 ○高等学校教育改革を巡る全国の動向(講演) ○これからの本県高等学校教育に求めること
2	平成26年 8月 1日	○これからの本県高等学校教育に求めること ○新入社員の意識と企業が求める人材について(講演) ○社会の変化や生徒の多様な進路志望に対応した学校・学科の在り方について(第1分科会への調査検討指示)
3	平成27年 2月17日	○学校視察について(報告) ○高等学校教育に関する意識調査について(報告) ○学校・学科の在り方について(第1分科会からの報告) ○これからの本県高等学校教育に求めること ○夢や志の実現に向けた教育活動に必要な高等学校の規模・配置について(第2分科会への調査検討指示)
4	平成27年 7月27日	○学校規模・配置について(第2分科会からの報告) ○県立高等学校教育改革への市町村の関わり方等について(意見聴取) ○中間まとめ

〈第1分科会〉

回	年月日	内容
1	平成26年 6月12日	(組織会・全体会)
2	平成26年 9月10日	○学校・学科の在り方について(各学科の現状と今後の方向性)
3	平成26年10月20日	○高等学校教育に関する意識調査等について(報告) ○学校・学科の在り方について(各学科の現状と今後の方向性)
4	平成26年11月10日	○学校・学科の在り方について(各学科の現状と今後の方向性の整理案)
5	平成27年 1月27日	○学校視察について(報告) ○各地区部会での検討結果について(報告) ○学校・学科の在り方について ○第2分科会での検討に関連する事項について

〈第2分科会〉

回	年月日	内容
1	平成26年 6月12日	(組織会・全体会)
2	平成27年 3月18日	○学校規模・配置について
3	平成27年 4月22日	○学校規模・配置について(今後の方向性の整理案)
4	平成27年 7月 2日	○各地区部会での検討結果について(報告) ○学校規模・配置について

〈地区部会〉

回	年月日	内容
1	平成26年 6月12日	(組織会・全体会)
2	〔東青地区〕 平成26年12月25日 〔西北地区〕 平成26年12月25日 〔中南地区〕 平成26年12月24日 〔上北地区〕 平成26年12月12日 〔下北地区〕 平成26年12月16日 〔三八地区〕 平成26年12月17日	○本県における高等学校教育改革の取組状況等について ○学校・学科の在り方について(第1分科会整理案に対する各地区の意見)
3	〔東青地区〕 平成27年 5月29日 〔西北地区〕 平成27年 6月 2日 〔中南地区〕 平成27年 5月26日 〔上北地区〕 平成27年 6月 3日 〔下北地区〕 平成27年 5月27日 〔三八地区〕 平成27年 6月 2日	○学校規模・配置について(第2分科会整理案に対する各地区の意見)

〈意識調査等〉

〔高等学校教育に関する意識調査〕 平成26年 8月～ 9月	高等学校教育に関する意識について、中学生や高校生、保護者、教員等を対象に調査を実施
〔多様な教育制度に対するアンケート調査〕 平成26年 7月	総合学科、全日制普通科単位制、中高一貫教育等の多様な教育制度等に関する満足度等について、生徒を対象にアンケート調査を実施

〈県内学校視察〉

〔東青地区〕 平成26年 8月29日	青森東高等学校、青森工業高等学校、青森東高等学校平内校舎
〔西北地区〕 平成26年10月 7日	五所川原農林高等学校、五所川原高等学校、板柳高等学校
〔中南地区〕 平成26年12月 8日	弘前実業高等学校、尾上総合高等学校、黒石高等学校
〔上北地区〕 平成26年 9月 3日	百石高等学校、三本木高等学校・附属中学校、七戸高等学校
〔下北地区〕 平成26年11月14日	田名部高等学校、大湊高等学校川内校舎
〔三八地区〕 平成26年11月27日	八戸水産高等学校、八戸商業高等学校、田子高等学校

〈県外学校視察〉

平成26年11月11日～11月12日	宮崎県立宮崎西高等学校・附属中学校、宮崎県立日南振徳高等学校
--------------------	--------------------------------

青森県立高等学校将来構想検討会議 審議計画

年月	会議	第1分科会	第2分科会	地区部会
	検討会議	学校・学科、連携の在り方	学校規模・配置の在り方	各地区の方向性
平成26年 6月	【第1回】全体会 6/12 諮問、議長等選出、審議計画、本県の県立高校の現状、高等学校教育をめぐる全国の動向（講演）、これからの高校教育に求めること			
7月				
8月	【第2回】 8/1 ○これからの高校教育に求めること ○今後の学校・学科・連携の在り方（第1分科会に向けて）			○高等学校教育に関する意識調査 ○多様な教育制度等に対するアンケート調査
9月		【第2回】 9/10 ○高校長協会各部会から、現状・課題について説明 ○今後の学校・学科、連携の在り方・方向性について協議	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 県内学校視察 8/29～12/8 6地区17校で実施 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 県外学校視察 11/11～12 宮崎県立宮崎西高校 宮崎県立日南振徳高校 </div>	
10月		【第3回】 10/20 ○高校長協会各部会から、現状・課題について説明 ○今後の学校・学科、連携の在り方・方向性について協議		
11月		【第4回】 11/10 ○今後の学校・学科、連携の在り方・方向性について全体協議		
12月				【第2回】 12月 ○学校・学科、連携の在り方についての各地区の意見
平成27年 1月		【第5回】 1/27 ○今後の学校・学科、連携の在り方についてまとめ		
2月	【第3回】 2/17 ○第1分科会からの報告 ○適正な規模・配置の方向性（第2分科会に向けて）			
3月			【第2回】 3/18 ○高校長協会から規模・配置に関する意見・説明 ○適正な学校規模の検証と今後の方向性	
平成27年 4月			【第3回】 4/22 ○学校配置の今後の方向性・高校教育を受ける機会を確保する方策等	
5月				【第3回】 5～6月 ○学校規模・配置の方向性についての各地区の意見
6月				
7月	【第4回】 7/27 ○第2分科会からの報告 ○意見聴取 ○中間まとめ		【第4回】 7/2 ○学校規模・配置の方向性まとめ	
8月				【第4回】 ○中間まとめに対する各地区の意見 ○各地区の学校配置等の方向性
9月	【第5回】 ○中間まとめに対する意見募集結果の整理 ○高校教育改革の着実な推進のための方法			【第5回】 ○合同会議
10月				【第6回】 ○各地区の学校配置等の方向性まとめ
11月	【第6回】 ○各地区部会からの報告 ○各地区の学校配置等に関する基本的な方向性			
12月	【第7回】 ○答申案			
平成28年 1月	【第8回】 ○答申			

青森県立高等学校将来構想検討会議では、広く県民の皆様から「青森県立高等学校将来構想検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ）」に対する御意見・御感想をいただき、平成28年1月の答申に向けて審議を重ねたいと考えております。

つきましては、次の宛先まで、御意見・御感想をお寄せくださるようお願いいたします。

◇御意見・御感想の宛先

〒030-8540 青森市新町2-3-1 青森県教育庁高等学校教育改革推進室

電 話 017-734-9866

FAX 017-734-8267

メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

◇検討状況等については、次のホームページを参照ください。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kentoukaigi.html>